

# 寿都湾

議会議だより

No. 199 令和5年11月  
発行／寿都町議会  
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）  
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

## 令和5年 第3回定例会

令和5年第3回定例会は、9月7日招集され、会期を20日までの14日間と定め、開会初日の7日は、令和4年度の各会計決算等を除く11の案件（報告2件、諮問1件、同意案1件、意見案3件、条例の制定1件、規約の変更1件、令和5年度各会計補正予算2件）を

審議し、延会しました。

11日は令和4年度各会計決算等7件の提案理由の説明を受け、議員全員により、構成された決算特別委員会（委員長＝幸坂順子議員、副委員長＝木村眞男議員）に付託した後、一般質問を行いました。

12日及び13日に決算特別

委員会を開催し、付託された令和4年度各会計決算等7件について審議の結果、いずれも認定・可決するものと決定し、特別委員会を閉会しました。

19日に本会議を再開し、決算特別委員会での審議についての委員長からの報告を受け、令和4年度各会計決算等7件を原案のとおり認定・可決し、全日程を終了して閉会いたしました。

## 審議した案件

### 報告

#### ◆株式会社寿都振興公社 第35期経営状況報告

入館状況について、令和

4年度は9万1千人で、前年度7万8千人と比較して1万3千人の増加となりましたが、要因としては、新型コロナウイルス感染症拡

大防止の休館措置がなかったことによるものであり、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度との比較では、85%、1万5千人減の状況となっております。また、経費においては、重油単価の高止まり、ボイ



10月20日に第2回臨時議会（初議会）が開催されました。

ラー点検の増加、電気料金の高騰が大きく経費を圧迫した状況となっております。

施設管理につきましては、施設の計画的な定期点検と、ミストサウナを冬季間休止するなど経費削減による経営の効率化を図り、集客においては、四季折々の品揃えやレイアウトの變化など、接客サービスを含めた質の向上と、安心安全を確保しながら健全経営を目指してまいりました。

振興公社全体運営に係る經常利益につきましては、マイナス5百35万円の決算額となっており、主要因は、重油や電気料金の高騰などの経費の増加によるものであります。

法人の概要ですが、資本状況につきましては、株の口数及び資本金の変動はございません。また、振興公社の主な事業につきましては、公の施設の管理・運営を中心として、町からの財政的な関与状況としては、受託業務としてゆべつ・ゆ・活性化センター・弁慶岬トイレ・青少年研修会館で、令和4年度の委託料等は、3千246万3千円となっております。

和4年度の入館者数は、9万1千496人で、前年度より1万3千569人の増、売店売上げについては、2千431万4千円で前年対比426万7千円の増、入館料等収入につきましては、3千566万7千円で前年対比73万7千円の増であり、これは主に入館者の増によるものであります。

せざるを得ない状況となりましたが、来館されるお客様に癒しを提供し、サービス向上と効率的な運営を図り、宿泊についても、コテージやゲストハウスの利用促進により滞在時間を増やすことで「寿都」を満喫してもらおうなど、リピーターを増やすPRを行ってまいります。

振興公社全体の決算状況については、収入の部の純売上で、売上及び受託料収入などで8千945万7千円、営業外収益は、雑収入で85万5千円、収入合計は、9千31万2千円となります。

収入から支出を差し引くと、マイナス535万円となり、前期繰越利益を加えた189万円が次期繰越損失となるものです。

実質赤字比率は、それぞれ赤字の状況にありません。実質公債費比率（一般会計の公債費、公営企業会計の繰出金の公債費相当額などが標準財政規模に占める割合）は、前年同率の12.1%で、将来負担比率（一般会計が将来に向けて負担する地方債残高や債務の標準財政規模に占める割合）は、前年同様、将来負担する比率が発生せず、ともに早期健全化基準を下回っております。

### 意見案

◆ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書……原案可決（賛成8：反対0）

◆国土強靱化に資する社会资本整備等に関する意見書……原案可決（賛成8：反対0）

◆現行の健康保険証の存続を求める意見書……原案否決（賛成1：反対7）

### 条例の制定

◆寿都町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定……原案可決（全会一致）

地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員に関わる請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたため、新たに条例を制定するものです。

### 規約の変更

◆北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議……原案可決（賛成8：反対0）

北海道市町村職員退職手

当組合に新たに加入する団体が生じたため、規約を変更するものです。

### 補正予算

◆令和5年度寿都町一般会計補正予算（第3号）……原案可決（賛成6：反対2）

予算総額に1千783万2千円を追加し、総額を58億8千295万5千円とするものであります。

●補正の主なもの  
・民生費（国庫支出金等過年度分返還金ほか）  
509万6千円増

・土木費（看護師住宅整備事業実施設計）  
1千100万円増  
・教育費（各種大会出場補助金ほか）  
173万6千円増

◆令和5年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……原案可決（賛成8：反対0）

予算総額に1千31万8千円を追加し、総額を4億4千161万8千円とするものであります。

●補正の主なもの  
・諸支出金（国庫支出金等過年度分返還金）  
1千31万8千円増

# 決算審査報告書

令和4年度の一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計決算認定及び未処分利益剰余金については、9月11日の第3回定例会において提案され、議員全員による「決算特別委員会」を設置し、審査を行うこととして、9月12日、13日に決算特別委員会で審議を行い、9月19日開催の第3回定例会において幸坂委員長から「各会計決算及び未処分利益剰余金の処分について認定及び可決すべきものと決定した。」との報告がなされ、本会議において次のとおり認定されました。

- 令和4年度寿都町一般会計歳入歳出決算……………認定（賛成6：反対1：棄権1）
- 令和4年度寿都町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……………認定（賛成8：反対0）
- 令和4年度寿都町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………認定（賛成7：反対0：棄権1）

令和4年度寿都町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……………認定（賛成8：反対0）

令和4年度寿都町簡易水道事業会計決算……………認定（賛成8：反対0）

令和4年度寿都町公共下水道事業会計決算……………認定（賛成6：反対1：棄権1）

令和4年度寿都町風力発電事業会計決算……………認定（賛成8：反対0）

## 【審査意見】

(1) 一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算の係数及び予算執行は適切であると認める。

(2) 一般会計については、歳出予算の執行率は98.4%であり、多岐にわたり住民生活の向上のため計画された事業は、ほぼ適正に執行されている。

(3) 次の事項については十分検討され、行財政の円滑な運営が図られるよう強く要望する。

ア 町税全体で収入済額において、対前年比で4千871万円の増となっており、収納率でも1.7%増の

97.4%であり、前年よりそれぞれ向上しており、努力の成果が見受けられる結果となっている。収入未済額についても前年度より345万円の減となっており、6年続

けての収入済額の増、収入未済額の減と努力の跡が伺えるが、未済額は791万円と依然として多額であるため、今後も収納率向上に努められたい。

また、北海道との共同徴収、悪質な滞納者に対しては、差押え等の強制執行処分を行っていることで、一定の成果が表れており、今後も町民への納税意識の啓発に努め、徴収の強化を一層進め、財源確保に努めてい

ただきたい。また、税外の負担金、使料及び手数料の収入未済額合計では、155万円と昨年度より65万円ほど減少しているが、主なものは住宅使料とな

受益者負担の公平性と自主財源確保のため、今後とも状況分析を的確に行い積極的に収入の確保に努力されたい。

町税に係る不納欠損額においては昨年度と比較して140万円の増となっており、372万円の不納欠損であり単に徴収不納というだけの適

宜の認定で整理されることがないよう、今後とも地方税法等に基づき適正な事務処理に当たられるよう要望する。

公債費の償還額は、6億5千116万円で歳出総額の9.2%を占めている。

年度末の地方債残高は71億7千609万円で、前年度に比較し5億3千350万円の増額となっている。今後、事業の執行に当たっては、将来の財政状況を踏まえ、効率的な運営を図り、行財政の健全化に努められたい。

イ 国民健康保険事業特別会計に係る実質収支額は3千402万円で、一般会計からの繰入れにより黒字決算となっている。

保険税の収入未済額は300万円で前年度より127万円減少しており、7年連続の減少で、現年分についての収納努力が伺える。しかし依然として多額であり、滞納・未納額の解消とともに、不納欠損額126万円についても一般会計と同様、適正かつ慎重な対応に努め、引き続き、積極的な指導と啓発に努められたい。

直営診療施設勘定では、寿都診療所において地域住民の医療が安定的に確保され

ているが、さらに町民の信頼を高めるとともに、継続的に健全な運営を図られたい。

ウ 後期高齢者医療特別会計は、高齢化社会に対応した医療を確立するものとして後期高齢者医療制度が創設されたもので、支出のうち、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金が99.2%と主なものである。

歳入全体で5千54万円となっており、そのうちの60.2%が保険料である。

収入未済額は無く、今後とも北海道後期高齢者医療広域連合と十分な連携を図り、適切な処理に努められたい。

エ 介護保険事業特別会計については、制度の定着が図られているものと思われ、介護サービス利用のニーズは高く、引き続き、制度の周知や介護サービスの啓発活動並びに介護予防を積極的に推進し、本会計の適正かつ円滑な事業運営に当たられたい。

なお、施設入所を求める要介護者も多いことから、次期の計画に向け、国や関係機関との連携を強められたい。

また、介護保険料の収入未済額は71万円と前年度より増加傾向で、滞納分はやや減少しているが不納欠損によるものが7万円であり、今後は対象者に保険制度の趣旨を理解させ、未納の解消に努められたい。

昨年年度から公営企業管理となった簡易水道事業会計については、一般会計からの繰入れもあり、各種の事業は円滑に運営されている。

営業未収金は、94万円となっており、営業収益の約1.3%が未収額として計上されている。健全な財政運営を図る上からも、その解消

今後においても施設維持等の面から、有収率に留意し、公債費の償還等の財政面を含め、健全な事業運営に当たられたい。

カ 公共下水道事業会計については、年度未加入率86.34%となっており、今後とも加入率の維持向上に努めるとともに、施設の適正かつ円滑な運営並びに健全な財政運営に当たられたい。

営業未収金は、60万円となっており、今後も簡易水道事業と併せて事業に対する加入者の理解を得て、収入未済額が生じないよう最善の努力をされるとも

に、公営企業会計化により企業の経済性の発揮に努められたい。

キ 風力発電事業会計については、当年度の事業においても1億8千992万円の純利益を生じている。「寿の都風力発電所」及び「風太風力発電所」と新たに建設された「第5・第6風力発電所」からなる発電事業は、電力買取制度等の動向を注視し、安定的収入確保と健全な経営が継続できるような体制で臨み、公営企業としての収益性を発揮していただきたい。

また、未処分利益剰余金の処分については、1千407万円を減債積立金として処分し、残額は翌年度へ繰り越すこととなっているが、今後も計画的に積立てることができるような健全な財政運営を図られたい。

### 【行政に対する総括意見】

令和4年度において地方交付税は、前年度と比較して5千60万円の減額であった。

実質公債費比率においては、12.1%と昨年度と同率であり、公債費負担適正化計画策定基準の18%を下回っている。

将来負担比率において

は、昨年度と同様、割合の発生はありませんが、今後は実質公債費比率、将来負担比率とも上昇することが予想されるため、これらポイントを踏まえ、今後の事業実施に当たってより一層の財政健全化が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が経済にも大きな爪痕を残していることや人口減少など様々な要因から、今後は、収入において減収が見込まれるが、そのような中でも財源の確保を図りながら迅速かつ的確な施策を講じるよう要望する。

なお、当委員会では各委員から発言・要望のあつた事項については十分考慮の上、今後の町政の円滑化に努められたい。

## 意見書可決 関係大臣等へ送付

第3回定例会では2件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

### ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要です。

本町をはじめ、道内各地

域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

### 記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること
- 2 森林資源の循環利用を

推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギー利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること

3 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

### 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富な新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気

候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊問題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となつていきます。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠であります。

加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要であります。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理

### 議会の傍聴はお気軽に 12月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(TEL)

に必要な予算を安定的に確保することが重要であります。

よって、国においては、

国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望いたします。

### 記

- 1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと
- 3 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構

築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること

- 4 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること
- 5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

ここが聞きたい

# 一般質問

第3回定例会での一般質問では3名の方から6項目について質問がありました。

川地 正人 議員

## 環境 町の暑さ対策について



### ■質問

町の暑さ対策について町長にお伺いいたします。

今年の北海道では、7月20日以降、44日の真夏日が続き29年ぶりに観測史上の最長記録を更新し続け、正に災害と呼ぶにふさわしい厳しい暑さになっており、町民の健康が懸念されています。

そこで町の暑さ対策について質問いたします。

- 1、保育園・学校・高齢者施設における熱中症対策について。
- 2、一人暮らしの高齢者に対するの注意喚起は、どのように行われているか。この2点についてお願いします。

### ●町長

川地議員の御質問にお答えいたします。

寿都町の暑さ対策については、地球温暖化の進行等によって高温の日が続き、熱中症の危険性が極めて高い気象状況が予測される「熱中症警戒アラート」が、後志地方においても、8月に4回、気象庁と環境省から共同発表されており、

1点目の保育園・学校・高齢者施設における熱中症対策ですが、各施設には既にエアコンが整備されており、それを有効に活用して熱中症予防をしております。また、屋外での活動が

予定されている場合は、屋内に切り替える等の対策を講じているところであります。

2点目の一人暮らしの高齢者に対する注意喚起については、一般的に高齢者は温度に対する感覚が弱いと言われており、防災無線で注意喚起するほか、個々に週1回の訪問サービスや民生委員による月1回の友愛訪問、老人クラブ加入者を対象にした、ここに教室等で、こまめな水分摂取や風通しの良い服装で過ごすなどの注意喚起をしており、今後も機会あるごとに注意喚起してまいりたいと考えております。

### ●町長

1点目の評価をしていただきましてありがとうございます。

文科省の補正予算を活用して3年前ですかね、早めに設置して学校当局から大変喜ばれている現状、本当に有り難く思っております。

2点目の声がけ等につきましては、防災無線含めてより声がけを積極的に今後進めてまいりたいと考えております。

## 環境

### 熱中症対策について

吉野 卓壽 議員



先ほどの川地議員と多少

かぶってしまうかもしれませんが、熱中症対策について質問させていただきます。

す。

ここ数年、北海道でも異常な暑さが続き、熱中症による救急搬送が増えています。これからの気温上昇が見込まれる中、早急な対策が必要かと思えます。熱中症のリスクが高い高齢者世帯では、エアコンの設置率が低く、また設置してあつたとしても電気代高騰のため使用を控えている家庭も少なくないです。

町としてエアコンの設置の補助やエアコン使用による電気代の補助はできないでしょうか。

高齢者向けの運動教室も総合体育館に空調がないため、中止や場所変更になっていると耳にしています。町民の健康を第一に考え、総合体育館に空調設備の導入はできないでしょうか。また、各家庭へのエアコン設置の補助が厳しいのであれば、各会館にエアコンを設置して、真夏日や猛暑日はエアコンを使用し、町民の避暑地として開放することはできないでしょうか。

●町長

吉野議員の御質問にお答えいたします。

今シーズンは、北海道に

おいても真夏日が連続して40日を超え、本町においても真夏日が15日を数えるなど、高温多湿の日が続き、改めて気候変動を実感したこの夏であります。

まず、1点目のエアコン機器の設置に対する補助につきましては、エアコンを既に設置されている方との公平性や補助対象世帯の家庭負担力を把握・判断することが容易ではないこと。

また、エアコン使用による電気料金に対する補助につきましても、エアコンに使用した電力量の捕捉の困難性や補助年度がいつまでとなるか見通せないなどの課題もあり、冬季の燃料費との兼ね合いも出てくるものと思われま。

2点目の総合体育館の空調設備については、開設当初からトレーニングルームとプレイルームにエアコンを設置し、アリーナには換気設備を設置しております。

御質問のアリーナへのエアコンの設置については、建設当初から設置する考えはなく、今後につきましても設置する考えはございません。

なお、熱中症対策としては、気温上昇時には激しい

運動を控えていただくことや、こまめな水分補給の奨励、併せてエアコンを設置している部屋でのクールダウンなど注意喚起をしながら、利用にあたっての安全を確保してまいりますので御理解願います。

3点目の各会館にエアコンを設置し、町民の避暑地として開放することはできないかとの質問ですが、会館については、各町内会や管理運営しており、エアコンの設置に伴う、電気料金や避暑を目的とした一般開放の対応など、町内会の負担が伴ってまいります。

また、町内には、文化センターや活性化センター等、エアコンを整備した公共施設で涼をとることができま。町民バス「風太号」も運行しておりますので、これらを避暑施設として活用していただきたいと思いますので、各会館にエアコンを設置する計画は持ち合わせておりません。

以上3点について、現状と課題を述べましたが、こうした課題整理と見極めが重要と捉えております。

また、いずれの質問内容も財源確保が必要であり、全てに及ぶ課題であることから、現時点では町の単独



事業としての実施は困難性が伴うものであり、とつてかわる方策がないか、国の動向を注視せざるを得ないのが現状であることを御理解いただきたいと思います。

■再質問

1点目のエアコンの設置の補助や電気代の補助が困難ということで、財政面でエアコンの設置の補助や電気代の補助が厳しいということなのであれば、エアコンの設置を町で取りまとめすることはできないでしょうか。設置する日をあらかじめ指定し、1日で数件町内の住宅のエアコン設置をするなどでエアコン設置業者の交通費は抑えることができ、町民の経済的な負担も減らすことができると思います。

もう1点、エアコンを設置すると高額になってしまいます。そこで、町で、配

管工事が必要な壁掛けエアコンより比較的安価なウィンドウエアコンやスポットクーラーのレンタル事業をしていただけないでしょうか。ウィンドウエアコンやスポットクーラーであれば工事の必要がなく取付けも30分ほどで終わり、場所も選ばないので集合住宅にも取り付けることが可能です。御検討お願いします。

●町長

助成そのものがですね、皆さん、この暑さで住宅であるのが公営事業であろうがいろいろな学校も住宅であろうが皆さんエアコン欲しいという気持ちは分

なくはありません。ただ、今年の暑さをこの助成だけで、これを全てお金が掛かる話ですね。この関係については、もうちょっと皆さんと協議をして、今すぐ分かりましたつていう話には、中々ならないんじゃないかなということ、この夏からこの1年で済むものなのか。これは多分、今の温暖化からすると数年こういう状況が続くというふうにも思いますので、今後この状況含めて、どう対応していったらいいのか、議員の皆様方と協議をしてまいりたいというふうにご検討させていただきます。御理解願いたいと思います。

友山 大信 議員  
商業 プレミアム商品券  
発行事業について



質問  
プレミアム商品券発行事業についてであります。

寿都商工会では、町からの補助金を活用して、年末・冬期需要の期間に平成10年より、ほぼ毎年10パーセントから40パーセント増の「すつつ元気キャンペーンプレミアム商品券」を発

売し、町内消費拡大と町民への還元を行ってきております。

しかしながら、物価高騰により町民の生活や経済に影響が及んでおり年末に向け更なる支援が必要であります。つきましては、本年度のプレミアム商品券発行事業についての町長の見解を伺います。

●町長

友山議員の御質問にお答えいたします。

プレミアム商品券発行事業であり、本事業は、町内商工業者全般及び消費者支援と町内消費拡大を図る目的で、平成10年度から令和元年度まで、プレミアム率10パーセントから20パーセントの範囲で、寿都商工会が事業主体となり、町の支援を受けながら事業を行ってきておりましたが、令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地域経済の疲弊を打開するため、国の交付金を活用して、プレミアム率を40パーセントまで引き上げ、実施してきたところであります。

人が購入可能となっており、町の支援額は諸経費併せて550万円の予算措置で、財源は全額町の持出しとなっておりますが、本年度におきましては、年末のプレミアム商品券発行事業も見越し、補正予算で7月から物価高騰対策支援券発行事業により、経済対策に資する事業を展開しているところであり、セツト数や1セツトの金額の調整により、購入人数を増やすことも可能でありますので、寿都商工会と連携し、町内消費者においても、事業が効果的な支援につながるよう当初予算の範囲内において工夫をしまいにしたいと思います。

令和5年度は、前述の経緯を踏まえプレミアム率20パーセントで2千500セツト販売、1セツトは1万円円で一人2セツトまで、1千250



生活

電気代高騰対策について

友山 大信 議員



■質問

電気代高騰対策について

て、電気代が高騰し、各家庭・商工業者への負担が多くなり、町民全体が大変な

思いをしているのが現状であります。

各家庭については、6月に物価高騰対策支援として、一世帯3万円の商品券の配布が実施されました。しかしながら、商工業者においては、国からの電気料金の補助があるとはいえ、電気代が高騰して経営への影響があるというのが現状であると思います。つきましては、電気代高騰対策について町長の見解を伺います。

●町長

電気代高騰対策であり、ますが、電気料金の高騰は、全国的に生活や経済に影響が及んでおり、国は、一般家庭と企業の電気料金等の負担軽減を目的とした「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施し、町におきましても電気料金を含む物価高騰対策として、今年度水道基本料金の免除及び全世帯を対象に物価高騰対策支援券3万円分を7月に交付し、対策に当たってきたところであり、

電気料金におきましては、寿都商工会が会員事業者に対し、令和3年から令和5年までの3年間で、5月から7月分までの電気料

金の推移について調査を実施したところ、事業者の節電対策等により、令和5年度と令和4年度との比較で横ばい、減少の業種が多く、動力の使用が特に多い製造業、加工業では、国の値引き単価が半額なこと増加している結果となりました。

また、令和3年度との比較では、ほとんどの業種が増加しており、国の対策が終了した場合には、今後さらに経営を圧迫することが想定されますが、国の対策が12月まで延長することが表明されたことで、正直少し胸をなでおろしております。

このたびの調査の結果を総合的に勘案し、現時点で町単独での対策は考えておりませんが、引き続き調査を継続するとともに国の対策の動向や情勢について注視してまいりたいと存じます。

再質問 電気代の高騰対策について再質問いたします。ただ今の町長の商工会によるアンケート調査の結果を基にした町長の答弁は、理解できます。ただ、業種によって大きな開きがある

のではないかと思います。特に先ほど町長から答弁ありましたけれども、加工業、製造業については、特に電

気代高騰による影響が大きいということ聞いておりますので、そういった点にもう一度町長の見解をお願いたします。

●町長

電気代高騰の関係でありますけれども、先ほども述べ

べたとおり低圧と高圧で補助単価が倍違うということ、この加工業と製造業が高圧ということで低くなっている。その状況をもちよつと商工会通じながらですね、どれだけダメージになっているのか。また、これが製品に転嫁できているのかどうか、もうちょっと調査を進めてまいりたいと思います。

友山 大信 議員

環境 寿都町ゼロカーボン構想について



■質問

寿都町ゼロカーボン構想について、本年5月22日開催された第5回全員協議会において、寿都町ゼロカーボン構想が示されました。この構想が実現するということは、大変素晴らしいことだと思います。

つきましては、この構想が今どこまで進んでいるのかをお伺いたします。

●町長

寿都町ゼロカーボン構想につきましましては、本年5月22日の全員協議会で、方向

性を説明したところであります。町営の風力発電所については、現在13基、2万560キロワットが稼働しており、固定価格買取制度、いわゆるFITの買取期間である20年間を段階的に迎えてくる状況にあります。町の貴重な財産である風力発電施設の活用について、どのような方策があるのか検討してまいりました。将来的に再エネの地産地消やカーボンニュートラル、またこれらを活用した企業誘致へと発展させる取組を展開してまいりたいと考えています。

一例として、自営線や蓄電池を整備することで「電力の地産地消」ができる仕組みや電力を活用して生成する水素やメタンガス等を様々な設備に転用し、「カーボンニュートラルに向けた地域づくり」を目指す取組をイメージしております。最終的には、これらを活用した植物工場や養殖工場の誘致へとつなげ人口減対策や雇用対策へと展開するプロジェクトと考えております。

また、この事業は、既存の風力発電を地域で活用する構想や仕組みを町が構築し、この取組に賛同してくれる、また活用したいと希望する企業とともに展開する事業となることを想定しておりますので、実際にそれぞれの事業や施設整備を行う事業主体は、あくまでも民間企業という捉え方であり、地域にとっても参画する企業にとつても、より実りの多い取組となるよう実現性のあるものを計画してまいります。議員の皆様のご理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

今年度は、構想のイメージをしっかりと整理し、基本方針をたてた上で、ビジョンと実施計画の作成を行うてまいります。

### ■再質問

ゼロカーボン構想ですけれど、今確かに調査という段階なんですよね、以前にも質問したことがありますが、その中で植物工場とか養殖といったようなことを現在でも考えて調査を進めていくのかどうか。

### ●町長

ゼロカーボンの関係の植物工場、養殖に向けては、現在いろいろな企業を含めてですね、この地域のエネルギーと、どう組み合わせながらできるのか。今協議を進めているところであります。

して、ある程度構想がまとまりましたら議会の皆様方へ報告をしながら、現実的

## 幸坂 順子 議員 教育 学校給食の無償化を今こそ



### ■質問

学校給食の無償化を今こそ、ということでは質問させていただきます。

本来ならば、教育長に質問すべき内容なのですが、質問も、4年前に私は同じ質問を教育長にしておりま

す。その中で教育長からは、大きな財源も伴うという回答もいただいております。

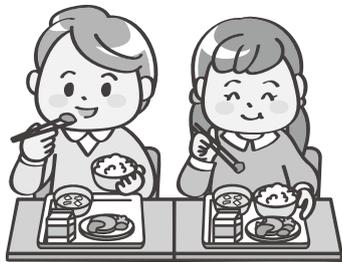
なので、財源を伴うことならば、次は町長に質問してみようと思っております。今回は町長に質問いたします。

今、全国で学校給食の無償化が進められています。無償化を実施する自治体

は、平成29年度では全国で76自治体でしたが、令和5年には49自治体となっております。

この中には、新型コロナ感染症対応で設けられた国の地方創生臨時交付金を使い期間限定で実施する自治体も含まれておりま

す。



また、北海道でも平成29年度では15自治体が令和4年5月1日現在では40自治体となっております。無償化の要因としては、義務教育の無償化を進めるため少子化対策・子育て支援などが挙げられています。

戦後、昭和26年3月19日の参院文部委員会で「憲法に規定されている義務教育の無償というものをどの程度まで考えているのか」という質問に対して、政府は「授業料のほか教科書と学用品、そして学校給食、更にできれば交通費」と答えています。これ戦後すぐの

国会の答弁なんです。また昭和29年には学校給食法で保護者負担とされている食材費について、自治体などが全額補助することも否定されないという事務次官通達が出されています。

国会では、「子ども未来戦略方針」異次元の少子化対策といわれていますが、その中で学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行うことが示されました。

今までも給食費は家計の中で重い負担となっていました。また、コロナ禍、そして昨今の物価高騰により、4月からは給食費も値上げされており、家計は更に圧迫されています。

そんな中、家庭の経済状況にかかわらず、子どもの学びの権利を保障することは社会全体の責任です。国に無償化を強く求めるとともに、まず寿都町が無償化を実施していただくことを要望いたします。

学校給食につきましては、児童及び生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい知識、適切な栄養の摂取、準備から後片付けなど日常生活における正しい食習慣を身に付けさせることを目的としております。

学校給食の無償化の御質問については、平成30年第1回定例会でも同様の御質問にお答えしましたが、子どもが成長する過程においても「もの」を大切にすることや「生きる力」を養うことも教育であることなど、教育的な観点や財政面から給食費の無償化については考えていないことを説明させていただきました。この考え方については、現在も変わるものではありません。

また、学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設などの運営費については設置者が、それ以外の経費、つまり食材については保護者の負担と規定されており、給食に係る令和5年度の全体費用は6千65万2千円、うち設置者として町が負担する金額は4千735万6千円、給食費に係る総額は1千299万6千円となっております。

また、本町では、子どもたちが地域を知り、四季を

●教育長  
幸坂議員の学校給食の無償化についての御質問に対し、まず私の方からお答えをさせていただきます。

また、本町では、子どもたちが地域を知り、四季を

感じてもらおうのも教育の一環として捉え、地元食材購入費等を一般会計に計上し、安全でおいしい給食を喜んでいただけるよう工夫を凝らし提供しているところであります。

さらに、子育て支援として、小学生から高校生までの資格取得のための受験料助成や学力向上と高校存続に向けた公設民営塾の開設、高校入学時の入学祝い金、また、近年の地球温暖化に伴う暑さ対策として空調設備を設置するなど、独自の施策で児童生徒が快適に教育を受けられる環境整備と、保護者の負担軽減に努めているところであります。

なお、幸坂議員も申されるとおり、こども家庭庁では「こども未来戦略方針」を本年6月に策定し、学校給食費の無償化の実現に向けて、実態調査を行い、具体的な方策を検討していることから、それに基づく国の動向を注視することが肝要と捉えております。

### ■再質問

今、教育長が言われた学校給食法の第11条に設備運営費用以外の給食費は、保

護者負担というふうになっているんですけど、そのことを前の回答の中でもその中で食材費は保護者負担なんですってという説明をいたただいておりました。平成30年の参議院文教化学委員会でも当時の柴山文科省は、答

弁で昭和29年先ほど言いましたけれど、昭和29年の文部次官の通達のとおり給食費の一部を補助することを禁止する意図はないと地方自治体はその判断によつて全額補助することを否定するものではないと述べています。

今、全国で給食費の無償化が広がるもつとで、政府は本年3月少子化対策のたたき台として給食費無償化を正式に公表しました。5月には、自民党茂木幹事長が交付金による実現が望ましいとの考えを示しました。

時期は、まだはつきりしませんが、国も給食費無償化に向けて動き出しています。政府は、子ども家庭庁創設に伴い、国の子ども関連予算を倍増させていくと繰り返して述べています。現在、子ども関連予算は9兆円です。給食費の無償化は、0.5兆円の財源で実現できるそうです。政府が本気で予算を倍増するというの

なら、すぐにでも実現できるそういうものではないでしょうか。町としては、国に実施を強く要望することにも国を待つことなく、給食費無償化を進めていたいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

### ●町長

給食だけでですね、全て終わるんであれば、簡単な話だと思います。先ほど言ったように高校の存続も含めてですね、いろいろな対策を講じなければなら

ない、したら国の方で高校存続に向けてずつと補償しますよ、いろんなことを全部やりますよ、とゆうんであれば、歓乐的にこの問題というのは、その1千900万ですむ話ですから問題ないと思います。だから総合的にこの問題だけじゃなくて、いろいろな問題抱えてる中で、寿都町としたらもつと子どもの成長、学力向上、もうもろなものにも相当町費を費やしています。高校のエアコンについても、これは道の本来やるべきこと。でもやはり地元の中学生が高校に行くときには、やはり快適な部分でそれ相当のエアコンの設置も議員の皆様の理解の基に設置を

させていたいただきました。そういうことですから、この決して給食費絶対やらないよということではなくて、今の現時点では、国に幸坂さんがおっしゃるとおりしっかりと要望、私もしていきたいというふうを考えておりますので、これからいろいろな子育て支援含めてですね、トータルでこれからの協議をさせていたいただきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

### ■幸坂議員

前回の質問のときにも教育長からいろいろ子育ての支援の充実については、伺っております。本当に寿都町頑張つてね、支援をしていると私も思っております。それで、ただ、今、国がね、給食費無償化に向けて動き出しているというこの時期ですので、やはり給食費、国の動向を注視するという回答もありましたけれども、是非、給食費についても、やっぱり子どもの教育の一環として給食が位置付けられていますので、是非、そういう方向で取り組んでいただけたらと思えます。

## 令和5年第2回臨時会

令和5年第2回臨時会は、改選後の初議会として10月20日に招集され、会期を1日と定め、選挙5件、同意案1件、令和5年度一般会計補正予算1件を審議し、同日閉会しました。

### 《補正予算》

◆専決処分承認を求めることについて（令和5年度寿都町一般会計補正予算「第4号」）……………承認（賛成8：反対0）

（賛成8：反対0）  
予算総額に600万円を追加し、総額を58億8千895万5千円とするものです。

◆選挙結果及び議会構成については、町広報誌11月号に掲載しておりますので、割愛させていただきます。

●補正の主なもの  
・災害復旧費（災害復旧業務委託）  
600万円増

## 【総務・産業常任委員会所管事務調査を実施】

第2回定例会において承認された、総務・産業常任委員会の町内所管事務調査を7月25日に開催し、調査事項を「洋上風力発電事業について」と設定し、洋上風力発電の導入推進にあたり、岩宇・後志地区での洋上風力発電事業の現状と課題等について、講師から説明を受けた後、質疑等を行いました。

※令和5年第3回定例会にて、調査報告書を提出しています。



# 議 会 日 誌

令和5年7月25日以降

## 7 月

- 25日 総務・産業常任委員会町内所管事務調査（全議員）
- 26日 例月出納検査（木村親志監査委員）

## 8 月

- 2日 北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会定期総会（札幌市 小西議長）
- 3～4日 令和4年度分決算審査（木村親志監査委員）  
令和4年度基金の運用状況の審査（木村親志監査委員）  
令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査（木村親志監査委員）  
令和5年度定例監査（木村親志監査委員）
- 10日 国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総会及び要望会（余市町 小西議長）
- 21日 例月出納検査（木村親志監査委員）
- 29日 後志町村議会議長会主催 議員研修会（積丹町 小西議長ほか4名）

## 9 月

- 1日 議会運営委員会  
（沢村委員長、木村眞男副委員長、友山委員、幸坂委員、石澤委員、小西議長）
- 7日 第3回定例会（1日目）・全員協議会
- 10日 寿都消防団演習（石澤副議長）
- 11日 第3回定例会（2日目）・決算特別委員会設置・全員協議会
- 12～13日 決算特別委員会
- 19日 第3回定例会（3日目）
- 26日 例月出納検査（木村親志監査委員）

## 10 月

- 4日 初議会打合せ
- 5日 寿都町功労者表彰審議委員会（小西議長）
- 16日 例月出納検査（木村親志監査委員）
- 20日 第2回臨時会・全員協議会



8月29日 後志町村議会議員研修会